

【茅ヶ崎市】こども誰でも通園制度 利用のご案内

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

1 対象児童

保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業・企業主導型保育施設に通っていない0歳6か月～2歳（3歳の誕生日の前々日まで）の児童

2 実施施設

市HP「こども誰でも通園制度」をご参照ください

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kosodate/1024751/1062745.html>

※施設により、実施日時、対象年齢等が異なります



【市HP（こども誰でも通園制度）】

3 利用時間

こども一人当たりの利用上限は月10時間です。最低利用時間は1時間、以降は30分単位で利用が可能です。月の利用時間を余らせた場合でも翌月への繰り越しはできません。

4 利用までの流れ

【1】認定申請

「こども誰でも通園制度つうえんポータル」（以下「つうえんポータル」）

<https://www.daretsu.cfa.go.jp/> からオンラインにて申請を行います。



【つうえんポータル（利用申請）】

【2】初回登録

（1）パスワード設定

認定申請を行い、市の認定を受けると利用アカウントが作成され、登録したメールアドレスに「アカウント発行のお知らせ」という件名のメールが届きます。メール内に記載されているURLからパスワードの設定をします。

(2) ログイン

パスワードを設定すると、その画面からそのままログインすることができます。右記二次元コードからもログイン画面にアクセスできます。

<https://www.daretsu.cfa.go.jp/Riyosha/Account/Login>



【つうえんポータル（ログイン）】

(3) 情報入力

「利用者情報管理」にて利用者・お子様の情報を確認し、修正・追記を行ってください。（お子様の食事・アレルギー情報、病気・予防接種の状況、発育情報を初回面談前に入力してください）

利用マニュアルをご参照ください。

https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/page_/001/062/745/riyoushamuke.pdf



【利用マニュアル】

【3】初回面談

「つうえんポータル」にて利用を希望する事業所に初回面談を申込みます。事業所と面談日時を決め事業所にて初回面談を行います。面談後、事業所での受入が確定した後に利用が可能となります。

【4】利用予約

「つうえんポータル」にて利用予約を行います。施設が利用承諾するまでは、予約は確定しません。事業所によって柔軟利用・定期利用のいずれかもしくは両方の予約が可能です。

- ・柔軟利用…利用する施設、月、曜日や時間を固定せずに、柔軟に利用する
- ・定期利用…利用する施設、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する

予約受付は利用日の30日前の正午から前日の正午までとなります（事業所によって異なる場合があります）。予約の変更は、既存の予約をキャンセルし再予約する必要があります。

【5】利用について

- (1) 基本利用料 1時間300円（事業所により異なる場合があります）

※食事・おやつ等の提供がある場合は実費を負担

- (2) 持ち物 着替え、おむつ、おしりふき、タオル等 ※面接時にご確認ください

- (3) キャンセルについて

「つうえんポータル」からキャンセルの申請をします。利用の当日午前0時以降のキャンセルは利用時間枠を消費します。

詳細は6「キャンセルポリシー」をご参照ください。



【6】 利用料減免について※利用料 1 時間 3 0 0 円の事業所の場合

【世帯状況】	【減免金額】	【減免後徴収金額】
生活保護世帯	3 0 0 円	0 円
市民税所得割世帯合算額 7 7, 1 0 1 円未満※、 要支援家庭	2 0 0 円	1 0 0 円

※毎年 9 月に算定する税年度が更新されます。当年もしくは前年の 1 月 1 日時点での住民登録地が市外の場合は、住民登録があった市区町村で発行される市区町村民税の所得割額がわかる証明書（課税証明書等）の提出が必要です。また、生活保護世帯については、生活保護受給証の提出が必要です。

5 登録内容の変更

住所、氏名、連絡先等の変更がある場合は「乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届」を書面にてご提出ください。変更届は保育課窓口で配布している他「つうえんポータル」からダウンロードしプリントアウトすることも可能です。また、市外転出後も引き続きこども誰でも通園制度を利用をする場合は、転出先自治体に改めて認定申請が必要となります。

6 キャンセルポリシー

- 「つうえんポータル」にて利用申請後、予約確定した時点で当キャンセルポリシーの対象となります。以下、茅ヶ崎市の標準規定となります。施設によって予約期間やキャンセル料等が異なる場合があります。
- 予約期間は利用日の 3 0 日前の正午から前日の正午までとなっています。施設の利用承諾をもって、予約確定となります。
- 予約の変更やキャンセルについては、「つうえんポータル」にて行ってください。なお、予約を変更する場合は、一度予約をキャンセルし、再度利用の予約を行ってください。
- 利用当日のお子様の体調不良等によるキャンセルの場合は、速やかに利用予定施設へ連絡をしてください。
- 利用当日午前 0 時以降のキャンセルは、予約分の利用時間枠が消費され給食費等実費のキャンセル料が全額発生します。また、無断キャンセルの場合は利用料のキャンセル料も全額発生します。
- お迎えの予定時刻を超えて利用した場合は、延長料金の発生や利用時間枠が消費されることがあります。詳細は施設にご確認ください。
- 利用開始時間に遅れた場合や利用中の急な体調不良により、お迎えの時間が早まった場合においても、利用時間及び利用料金については、予約時間で算定します。
- 利用の無断キャンセルや度重なるキャンセル等をされた場合は、その後の利用をお断りする場

合があります。

9 キャンセルの取扱いについては下記表のとおりです。

<茅ヶ崎市標準>

	利用日前日23時59分 までにキャンセル	利用日当日に キャンセル	無断キャンセル
利用料	発生しない	発生しない	全額発生
給食費等実費	発生しない	全額発生	全額発生
利用時間枠	消費なし	消費あり	消費あり

※施設により異なる場合があります

7 留意事項

- ・安全面には十分留意していきますが、集団生活では、年齢が小さいほど他者とのかかわりの中でトラブルなどが起こる可能性もありますので、ご理解ください。
- ・利用の無断キャンセルや、遅刻、お迎えの遅れ等は他の利用者への迷惑となりますのでお控えください。
- ・お子様の体調が悪いときは、利用することができません。なお、登園後に体調が悪くなった場合は、お迎えに来ていただきます。
- ・「つうえんポータル」未導入の自治体の施設を利用される場合は、「つうえんポータル」上で利用時間の一部または全部が管理できない場合がありますので、ご注意ください。
- ・月10時間を超えての利用の場合は、基本利用料のほかに超過料金が発生する場合があります。



【問い合わせ先】

事務担当 茅ヶ崎市こども育成部保育課 認定給付担当

所在地 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7172 (直通)